

So-net モバイル WiMAX 2+対応機器販売規約

So-net モバイル WiMAX 2+対応機器販売(以下「本サービス」という)は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「弊社」という)がSo-net モバイル WiMAX 2+サービス(以下「WiMAX 2+サービス」という)の利用者へWiMAX 2+サービスで利用できる対応機器(以下「本件対応機器」という)を販売するサービスです。本サービスをご利用いただく方(以下「利用者」という)は、So-net モバイル WiMAX 2+対応機器販売規約(以下「本規約」という)を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

第1条(本サービスのご利用にあたって)

本サービスは、WiMAX 2+サービスのお申込をされる方に対し、WiMAX 2+サービスの利用に必要な本件対応機器を弊社が販売するサービスです。

第2条(本規約)

利用者は、本規約およびSo-net モバイル WiMAX 2+サービスご利用規約並びに弊社が別途定める本則および各個別規定からなるSo-netサービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定(以下「本規約など」という)に同意し、本サービスを利用するものとします。

第3条(本件対応機器の購入契約の成立)

1. 利用者は、本件対応機器の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って本件対応機器の購入申込を行うものとします。
2. 利用者とは、本件対応機器に関する売買契約(以下「売買契約」という)は、前項に基づく購入申込を弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で利用者へ通知することにより行われます。
3. 本件対応機器について弊社が購入数量などを制限している場合、利用者は、その数量の範囲内で本件対応機器の購入申込を行うことができるものとします。

第4条(申込の拒絶)

1. 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本件対応機器の購入申込を承諾しない場合があります。
 - (1)申込情報に虚偽の情報があった場合
 - (2)料金の滞納などがある場合
 - (3)日本国外からの申込および配送先が日本国外の場合
 - (4)その他弊社が申込を承諾することにつき不相当と合理的に判断した場合
2. 弊社は、本件対応機器の購入申込に関し、本件対応機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすましなどの不正行為のおそれがあると合理的に判断した場合、本人確認のために当該申込の支払にかかるクレジットカードの名義人および当該クレジットカードの発行会社に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が利用者本人によるものでないと確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。

第5条(代金および支払方法)

1. 本件対応機器の販売代金(以下「端末代金」という)、その他付帯費用は別途定めるものとします。
2. 利用者は、弊社に登録している支払方法により、端末代金、その他付帯費用を支払うものとします。

第6条(配送)

1. 弊社は、本件対応機器を弊社の指定する配送業者により配送するものとします。
2. 弊社は、売買契約締結後、WiMAX 2+サービスに関する決済手段が確定した後、本件対応機器を利用者が弊社へ通知した住所へ配送するものとします。また、かかる配送の完了をもって、弊社の売り主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
3. 本件対応機器の所有権は、利用者が弊社へ端末代金の支払を完了した時点で、利用者へ移転するものとします。

第7条(機器の故障対応など)

1. 本件対応機器が、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れがある場合(以下「初期不良」と総称します)または配送に起因して破損が生じた場合、その他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配違いなどが生じた場合には、利用者は、弊社が指定する連絡窓口に対し、本件対応機器の受領後速やかにその旨を通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。
2. 利用者は、前項に定める場合以外の本件対応機器の故障または毀損などに対する保証については、本件対応機器毎に機器製造事業者が定める保証規定に従うものとします。なお、本件対応機器の機器製造事業者の保証規定に基づく当該本件対応機器の保証について、弊社は一切責任を負いません。
3. 本件対応機器について、利用者の責めに帰すべき事由に基づく場合または以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。ただし、これらの場合であっても、本件対応機器毎に機器製造事業者が定める保証規定にて保証を約している場合は、この限りではありません。
 - (1)火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害または異常電圧などの不慮の事故による場合
 - (2)接続時の不備に起因する場合または接続している他の機器に起因する場合
 - (3)取扱説明書または製品仕様書の記載事項に反する使用および保管による場合
 - (4)購入者が改造、調整、部品交換などを行った場合
 - (5)その他、本件対応機器引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

第8条(契約解除)

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、利用者に帰責事由がある場合、弊社は利用者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
 - (1)利用者が本規約に違反した場合
 - (2)弊社に通知した住所に本件対応機器を配送したにもかかわらず、利用者の不在などにより本件対応機器の引き渡しができず、かつ商品発送のときから一定期間が経過してもなお当該利用者から何らの連絡も無い場合
2. 前項の解除事由に該当する場合において、利用者に本件対応機器の引き渡しが完了している場合、弊社は、当該本件対応機器の返還を利用者に要求することができるものとします。利用者は、弊社が返還を要求した場合、利用者の費用負担においてかかる本件対応機器を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

第9条(免責)

1. 弊社は、本件対応機器の商品性または利用者の使用目的への適合性などに関していかなる保証も行わないものとします。

2. 弊社は、利用者による本件対応機器の使用その他本サービスによる売買契約に関して利用者が生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が利用者による本件対応機器の使用その他本サービスによる売買契約に関して責任を負う範囲は、いかなる場合においても利用者の購入した本件対応機器の端末代金相当額をその上限とします。ただし、弊社の故意または重過失により利用者が損害を負った場合は、この限りではありません（利用者が法人および個人事業主の場合を除く）。

第10条(利用者による対応)

1. 利用者は、弊社から購入した本件対応機器の利用に際し、本件対応機器へのSIMカード挿入などの必要な対応を行うものとします。
2. 弊社は、弊社が別途必要と認める場合には、本件対応機器の購入に際し、新たなSIMカードを貸与することがあります。この場合、利用者は弊社または弊社の指定する第三者がマニュアルなどに従いSIMカードの切り替え作業を行うとともに、従前使用していたSIMカードはSo-net モバイル WiMAX 2+サービス ご利用規約の定めに基づき廃棄するものとします。

附則：この規約は2014年2月1日から実施します。

2015年4月1日 一部改訂

2017年11月1日 一部改訂

2020年4月1日 一部改訂

[ページの先頭に戻る](#)

「So-net モバイル WiMAX 2+」 対応機器販売に関する特定商取引法に基づく表示

ご利用にあたっては、下記に記載の事項および契約の解除に関する事項をよくお読みください。

(1)サービス名

「So-net モバイル WiMAX 2+」 対応機器の販売

(2)サービスの種類

モバイルルーターなどの各種携帯端末機器の販売

各種携帯端末機器の詳細は「So-net モバイル WiMAX 2+」 Webサイトにてご確認ください。またはSo-net サポートデスクまでお問い合わせください。

(3)料金

携帯端末機器代金：20,000～23,686 円(税抜)

各種携帯端末機器の代金は「So-net モバイル WiMAX 2+」 Webサイトにてご確認ください。またはSo-netサポートデスクまでお問い合わせください。

(4)料金のお支払時期および方法

支払方法：携帯端末機器の代金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

1. 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
2. その他弊社が定める支払方法 ※

※お申込方法によっては、クレジットカードによる支払いのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払方法に定める時期によります。

(5)サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、お客さまのお手元に機器が届いた日からご利用いただけます。

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住 所 東京都品川区東品川4丁目12番3号
代表者氏名 高垣 浩一

(7)契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記携帯端末機器の販売に関し、弊社が負う損害賠償責任は、いかなる場合においてもお客さまから受領する購入した対応機器の端末代金相当額を上限とします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客様に損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除きます）。

(8)契約の解除・返品について

「So-net モバイル WiMAX 2+」サービスは、初期契約解除制度の対象となります。初期契約解除をご希望の場合、「So-net モバイル WiMAX 2+ 重要事項説明」をご確認ください。

以下に記載の「契約の解除に関する事項」をご確認ください。なお、契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※契約の解除に関する書面には、「So-net モバイル WiMAX 2+ 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号および契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

<FAXの場合>

So-net札幌事務センター

FAX : 0570-00-9191 (03-5245-4985)

<郵送の場合>

〒060-8564

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 So-net札幌事務センター 宛

下記に基づく契約の解除を行った場合における端末機器については、弊社による解除手続き完了に関するご連絡を受領した日から10日以内に以下の住所まで着払いでご返却ください。返却が確認できない場合や返却された端末や付属品（ケーブル、箱など）が通常の使用の範囲を超えて不足、破損などしている場合は、機器購入費を請求いたしますので、ご注意ください。

〒347-0014

埼玉県加須市川口4-4 NTTロジスコ 埼玉センタ内 So-net契約解除係 宛

【契約の解除に関する事項】

1. 弊社がお送りする「「So-net モバイル WiMAX 2+」対応機器販売に関する特定商取引法に基づく表示」（以下「本書面」といいます。）を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、本書面の余白または任意の書面に、契約解除の旨と「お客さま番号、住所、氏

名および電話番号」(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報または弊社が発行しお客さまに通知した番号)を記載し、署名捺印のうえ、FAXまたは郵送にて以下にご連絡いただくことにより、契約の解除を行うことができます。

2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反して契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回などを行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づく契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合において、既に携帯端末機器の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は弊社が負担いたします。
6. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合において、すでに引渡された携帯端末機器が使用されたときにおいても、弊社は、当該機器の使用により得られた利益に相当する金銭の支払いを請求いたしません。
7. 上記1、2に基づく契約の解除があった場合において、携帯端末機器の代金が支払われているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。

(9)サービスに関する利用契約の解約または解除に関するお問い合わせ先

So-net サポートデスク

・0120-80-7761 9:00~18:00(日曜※、1月1日、2日は除く)

※「技術的なお問い合わせ」は日曜も営業しております

※ 応対品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

<https://www.so-net.ne.jp/support/>

[ページの先頭に戻る](#)